

日時：2016(平成28)年3月25日(金)19:00~21:20

会場：さいたま市市民活動サポートセンター北ラウンジ

出席：【委員】薄井俊二、織田真由美、栗原保、杉尚明、鈴木英善、平修久、滝澤玲子、轟和宏
中野一恵、野代幸一、萩原淳司

【事務局】指定管理者：大工原潤、徳永緑、道具まゆみ

さいたま市：新藤達也、久保巨樹、小澤剛史、大石隆二

座長：平修久 副座長：中野一恵 記録：徳永緑 傍聴：7名

1 協議事項

(1) 利用者意見への対応について [20分] (説明：指定管理者)

※資料1「利用者意見受付票」(当日配布)

(2) 利用者懇談会の結果について [20分] (説明：利用者懇談会部会)

※資料2「利用者懇談会概要」(当日配付)

※参考資料：評価資料A添付③「利用者懇談会平成27年度活動報告」(事前配付)

(3) 2015(平成27)年度の評価結果について [30分] (説明：評価部会)

※資料3「2015(平成27)年度市民活動サポートセンター業務・協働管理運営評価集計」(当日配付)

※参考資料：評価資料A「指定管理者・市民協働推進課の一次評価(自己評価)」(事前配付)

：評価資料A添付①「サポートセンター事業成果振り返りシート」(事前配付)

：評価資料A添付②「サポートセンター事業成果」(概要)」(事前配付)

：評価資料A添付③「利用者懇談会平成27年度活動報告」(事前配付)

：評価資料B「利用者アンケート結果」(事前配付)

：評価資料C「協働管理運営に関する職員アンケート結果」(事前配付)

：2015(平成27)年度月例業務報告書(事前配付)

(4) 第2期評価とこれからの課題について [20分] (説明：評価部会)

※資料4「第2期評価とこれからの課題」(当日配付)

2 報告及び質疑事項

(1) 行政直営と運営協議会の設置について [20分] (説明：市民協働推進課)

3 その他 [10分]

協議：(以下、敬称略)

(1) 利用者意見への対応について (資料1)

徳永：前回12月の運営協議会で報告した以降に受け付けた意見と対応の一覧である。運営面の意見や苦情のみを掲載しており、あわせて25件の内容を示している。内容別に、「サポセン条例の変更に伴う不安や対応」11件、「施設の使い勝手や利用の方法」5件、「スタッフの対応への苦情」2件、「利用者の留意依頼」2件、「その他」5件に分類し、一件ごとに説明する。

まず、最も多かった「サポセン条例の変更による不安や対応」についての 11 件。

98 番は、直営防止のために市民としてあきらめずに戦わねばならない、という提案をいただいたものでご意見を傾聴し、市民と行政との協働の仕組みの中で市民にできることを考えたい意向を示した。

103 番は、運営協議会の有志による市議会への質問状について、報道をご覧になった方から内容を問われたもの。運営協議会の位置づけや質問状を出した経緯を説明した。また議会の傍聴活動を日課にされている方であるため議会の特徴についてのご意見を傾聴し、さいたま N P O センターの学習会を案内した。

104 番、105 番は、市民活動優先スペース利用の自習利用の方が、直営化により勉強スペースがなくなる可能性についての不安を利用者カードに書いたもので直接の対応はしていない。

109 番は、新聞記者より、公共施設満足度調査の結果について、市議会で指摘された利用者が利用しにくい施設運営の実態があるとした根拠を確認するために尋ねられたもの。

110 番は、直営化に向けての不安として登録の意味を問われたもの。さいたま市議会で問題視された政治的な活動は問題がなかったことを説明したうえで、運営者が誰でも公共施設の利用について不当な制限はできないこと、市民が主体的に意見を述べ運営に関わることの大切さを伝えた。

112 番は、市議会で指摘のあった 14 団体が問題なかったことについて市の説明はないのかという問合せに対し、市議会の決定を覆すことができないこと、直営化に向けた市による説明会が 3 月中に実施される予定があることを伝え、市民と行政との協働の仕組みとして設置されている運営協議会の傍聴を勧めた。

117 番は、秋田県能代市の市民活動支援施設の職員が都内研修のついでに立ち寄られ、さいたま市で起きたことに衝撃を受けたため実際に現地をみて経緯を知りたいと希望されたもので、施設や機能の案内とともに、協働管理運営の仕組みと実践を説明した。市民活動支援のあり方や今後の展開について情報共有の大切さを確認した。

118 番は、登録と利用との関係を探られたもので、条例上の登録を要する施設利用と、直営化以降変更になる可能性のある点を区別して説明した。また政治的な利用の制限についても関心をお持ちであったため、市議会で問題視された 14 団体には問題がなかったこと、今後も条例にしたがって施策の推進に関わる活動が制限されることはないことをお伝えした。

119 番は、直営化に伴う大判プリンタ利用停止の理由を問われたもので、機器の入れ替えにともなう市の方針であることを説明した。

次に意見の多かった「施設の使い勝手、利用方法について」の 5 件。

95 番は、サポートセンター Web サイトについての問合せ。サポートセンターの市民運営に批判的な Web 登録団体が、Web 上でサポートセンターとリンクしていることの心配を寄せられたものであるが、特定の団体に限らず Web 登録団体のページにはサポートセンター名が表示されるシステムを説明した。

98 番は、ロッカーの下段の暗証番号が見づらい、100 番はロッカーの扉が開けづらいというご指摘。経年劣化によるゆがみが発生しているため、スタッフが対応した。

101 番は、1 月 24 日の「協働を考えるフォーラム」の開催について、市民が自由に利用できるスペースで指定管理者が占有する使い方はおかしいという苦情。イベントは指定管理業務として仕様書に示されていること、イベント開催時にも使える打合せ対応スペースを用意していることを伝えたが、理解を示されない残念な結果となった。

108 番は電気ケトルの使用についてのお尋ねで、転倒による湯こぼれ等の危険防止のためセンター貸出備品のコードレスポットとやかんの利用をお勧めした。

次に、「スタッフの対応への苦情」が 2 件。

97番は、チラシ設置の受付時の対応がスタッフによって異なるという指摘で、統一した見解を示せるよう「利用のしおり」の活用を含めてスタッフ間で共有することを伝えた。

106番は、コミュニティセンター15集会室の利用者案内について、スタッフの対応の仕方への苦情。利用者の思い込みによるものであった面があるものの、もう少し丁寧な案内ができるとうよかったと反省している。

次に「利用者に留意を依頼したもの」で2件。

111番は、エレベーター前のソファで居眠りをしていた若い男女への対応。

114番は、館内を撮影した動画とスタッフ個人を誹謗中傷するブログ発信について、不特定多数の人が見るサイトへの投稿マナーについて留意をお願いした。

「その他」の対応が5件。

活動情報を求めてこられた方がご自身の主張を繰り返されるため対応に苦慮した件。男子トイレ個室に不審な紙包みがあるとの情報に対応したが紙おむつであったため事なきを得た件。屋上庭園で落とされた子どものおもちゃの取り出し。地下駐車場のひどい混雑の原因を問われたもの。最後に、市長宛てに登録団体が郵送した「サポートセンター利用に関する声明文」が、受理した秘書課からサポートセンターに転送され対応を指示された件。のそれぞれの対応である。

平：質問があるか。

(質問なし)

(2) 利用者懇談会の結果について(資料2、評価資料A添付③「利用者懇談会平成27年度活動報告」)

野代：昨年8月25日に、見沼区役所で開催した懇談会には、10団体14人が参加した。サポートセンターを知らない団体が半分の5団体あり、知っている団体は施設の機能をほとんどは知っていたが、その背景には、サポセンスタッフと知り合いである要因もあった。

9月29日に、岩槻区役所で、18団体18人が参加して開催した。サポートセンターの機能や利用状況を説明し、出前をやってよかったと感じている。

9月30日に、浦和区役所の出前は、13団体13人が参加した。施設や機能について説明することができた。11月2日は、大宮区役所で開催し、参加した11団体のうち9団体がサポートセンターをよく知っており利用していた。サポートセンターの優れた機能が大宮にもほしいという意見もあった。

南区での出前は3月1日に、武蔵浦和コミュニティセンターで開催したが、特に質問はなく、ほとんど満足していたと思われる。

最後の桜区での出前は3月23日、桜区役所で開催し16団体が参加した。開催後のアンケートの結果では、サポートセンターの知名度・利用度について、10団体が最近利用したことがあると回答している。また、サポートセンターへの要望として団体が企画するイベントを支援してほしいという回答が14団体あった。また各区に出向いてセミナーを開催してほしいという要望もあった。

栗原：(事前配布の評価資料A添付③から説明)利用者懇談会部会が1年の報告をまとめたもの。本年度は、管理運営要領で年4回の開催が義務づけられている利用者懇談会が、運営の安定化による参加者減少の課題を抱えているため、出前方式にて実施し、出前懇談会を全部で6回開催した。

出前方式を採用した経緯について、サポートセンター認知度の把握の必要をあげている。実際に桜区での懇談会ではサポートセンターを知らない団体が40%あり、認知度をあげてコミュニケーションの促進も図られた経緯がある。特に、各区の役所の職員との接点はこれまでなかったもので、出前懇談会の成果と言える。

今後の提案として、利用者懇談会は市の準備作業にも反映するものであり、利用者の声を把握し、意見を求める機会となる。次年度に向けて利用者懇談会でも市民が協働管理の立場で発言することを主眼に、3つの提案をまとめた。

まず、誠実な対応が大事であること、次に開催方針として、①直営移行後の利用者意見の早期収集、②団体登録など新たな規定が関係する場合はそのことに関する利用者懇談会の開催が必要、③新規登録団体オリエンテーションを中心とした懇談を年2回開催、④出前方式の有効性を継続し年5回開催、の4点をまとめている。特に出前方式については、地域や区役所とのコミュニケーションに大きく貢献すると思われるため継続的な開催が望まれる。また、市からの支援施策の紹介やマッチングファンドの利用などの情報伝達が促進される場となる。

さいたま市全体として、市民・行政・議会それぞれの「協働マインドの成熟度」は高いとは言えない中で、サポートセンターの役割の重要性の認識が必要となる。

平：今後の提案については、協議の4番目で議論する。提案以外の観点で質問や意見をお願いしたい。

中野：出張開催記録の開催時間について、極端に短いものなどがある。見沼区の記録では2時間となっているが、開催場所により時間は異なっていたのか。

大工原：かなり短い時間しかとれなかったところもある。見沼区役所での懇談会は2時間ではなく1時間くらいだったので、修正する。

中野：事前に配付したA3判の臨時利用者懇談会のまとめは、掲示をするためにつくったもので見やすくまとめており、大きく表示したものが必ずしも多数の意見であったわけではないことをご承知いただきたい。この資料はサポートセンターの資料コーナーに設置しており、希望者には配布している。

平：本年度の利用者懇談会は、出前と臨時を含めて合計8回開催した。利用者懇談会部会のメンバーの大活躍に感謝したい。

（3）平成27年度の評価結果について（資料3および事前配付評価資料A）

薄井：資料3のとおり、評価できる委員数16人のうち12人が評価回答をして結果をまとめている。内容については、事務局から説明をお願いしたい。

徳永：資料3は、委員の皆さんの評価を集計し、コメントを「成果」「課題」「問題」「提案」「希望」別に分類整理したものである。評価指標ごとに◎：優れた成果あり、○：成果あり、△：不十分な成果に留まった、×：成果なしの4段階評価の集計数を表示している。この数字は、評価の資料とした、評価資料A「業務・協働管理運営にかかる指定管理者・市民協働推進課の一次評価」で示した指定管理者及び市民協働推進課の自己評価に対する評価である。運営協議会では評価方法として、◎○△×の数以上に委員各人のコメントを重視する方向で、いただいたコメントは全文を記載している。お一人のご意見の中に「成果と課題」「成果と提案」など複数の要素がある場合は、文脈のニュアンスを重視して、切り分けずに分類した。

各評価内容ごとポイントを説明する。1-1の「活動の翼をひろげる」では、指定管理者および市民協働推進課の自己評価が高かったことを評価していただき、12人中11人が◎「優れた成果あり」としている。コメントの内容も成果の具体的な事例をいただいている。資料Aに添付した事業別成果シートに成果の詳細を記載したことを確認いただき、特に交流イベントの成果に言及されている。

I-2の「公益の翼をひろげる」の評価も自己評価◎に対して委員12人中10の方が◎をつけていただいた。コメントでは、大学や企業との連携の成果とともに、今度の発展につなぐ提案や希望が示されている。また、労働組合との連携については、方針に謳ってあるものの成果がなかったという指摘もいただいた。

I-3の「連携の翼をひろげる」の評価は前2項ほどの成果はなく、全体の評価で◎と○が半々の結果となった。特徴的であったのは、③の行政や地域の専門機関との連携促進について評価をいただいた点で、これは、協働の推進を考える調査やフォーラム事業で地域の専門機関である社会福祉協議会へのヒアリングやコーディネート事例に学ぶ機会を設けたことが成果の評価につながっていると思われる。

I-4の「協働の翼をひろげる」では、◎が極端に減り、これまでになかった×「成果なし」が各項目と全体の評価に示された。これは、このあとに続く協働管理運営の評価でも顕著であるが、サポートセンター条例変更の議決対応が原因である。またコメントにおいては「問題」に分類される内容が増えている。「議会の動向に対する対応は『市民協働運営』の視点からは残念だが不合格」、また、「行政がセンターに登録している市民活動団体に根拠もなしにヒアリング調査をかけることを、管理者としても、運営協議会としてもストップすべきだったと思う。行政当局はもとより、管理者、運営協議会は、自由な市民活動を守る責務があったのにそれができなかったことは残念」と、指定管理者・運営協議会を含めた対応への厳しい評価をいただいた。

II-1の「協働管理運営の仕組み」でも、全体的に×の数が目立つ結果となっているが、その中で特筆しているのが②の利用者懇談会の役割である。12人中9人が◎と評価し、出前方式や臨時懇談会の成果がコメントでも多く示されている。運営協議会の評価は厳しいものとなっているが、運営協議会も10月16日の市議会の議決のあと速やかに10月31日に緊急協議会を開催し、市議会で問題視されたことの客観的事実の評価を行っており、また有志による質問状や要望書提出の動きもあったことがコメントの中で補足されている。③の連絡調整会議についてはさらに厳しい評価となり、×が5人、△が3人という結果である。これは、指定管理者の自己評価が×であったことも原因となっていると思うが、ここで、実態としての連絡調整会議を定期的で開催し利用者意見の対応を議題として取り上げていた点では適切に運営していたことは補足しておきたい。連絡調整会議や運営協議会において、利用者意見の反映を毎回協議していた事実があるにもかかわらず、利用者にとって「居心地の悪い」運営状況であったとの意見が議会で取り上げられたことに対して、市民協働推進課が実状のデータを踏まえた対応ができなかったという結果は、実質的な意味で連絡調整会議そのものが機能していなかったことになることを指定管理者としてアピールしたものであることをご理解いただきたい。

最後のII-2の「行政の指定管理者との連携」では、△や×が目立っている。各項目のコメントは少なく、全体を包括したコメントとしていただいたものに「問題」の提起が示され、内容は大変重たいものである。以上が委員の皆さんからいただいた評価の概要である。

織田：資料3は、委員の言葉であると思うが、2点、疑問に感じた点がある。1点目は、6Pの「浦和コミセンでのイベントは、出向いての連携事業として評価できる」とあるが、これは「武蔵浦和コミセン」のことか。もう1点は、14Pの「行政と指定管理者との連携」全体の「成果・問題」の箇所にも、「条例に市民活動団体が指定管理者となると定められていた」とあるのは、条例でなく管理運営要領であるので確認をお願いしたい。

平：織田委員は、運営の当事者であるため、評価についてのご意見はいただけないが、修正事項である

ため、承る。

鈴木：評価集計結果が、運営協議会メンバーの16人中12人となっているが、なぜ4人が回答していないのかは、大事な視点だと考える。資料の準備のあと評価まで期間が短かった要素もあると思うが、それが理由なのか、今後、未提出の意見をどうするか、反映させていくかを伺いたい。

薄井：例年、全員が評価に参加しているわけではない。運営協議会に全く出席しない委員もいるため、全員の評価をいただくのは難しい。また、評価の受付は終了しているため、この本日の運営協議会で共有したあとの意見はいただかない。

鈴木：昨年度の評価数は何人だったのか。運営協議会委員の責任が注目されている中、評価のまとめにも関わる点があるため確認しておきたい。

薄井：昨年度の参加人数は即答できない。昨年度の評価までは、この協議会のあと、4月をまたいで意見を整理する時間を設けていたが、今回は本年度中にまとめることとなる。

鈴木：評価には参加しないが資料は読み込んでいて、意見を持っている委員の意見も大切だと考える。

中野：回答のない委員への連絡はしているか。

徳永：している。

中野：再連絡をしているのであれば、これで完了でよいと思う。

徳永：昨年度の評価参加人数は14人で、運営協議会に欠席を続けている2人とは別に、昨年度の評価には参加していただいた方2人が、今回の評価には参加されなかった。事務局として委員との連絡調整を行う中で感じたことだが、その2人の方は、組織的な立場上、意見を控えていることが拝察される。

中野：評価を出さないのも一つの意思表示と受け止めることもできる。

平：本年度は、例年にくらべると二重丸が少ないが、これは条例変更の影響があったと思われる。例年の評価の工程では、この場で共有したものを次年度に生かすため、翌年度に再度ピックアップして検討してきているが、本年度はこのまま市民協働推進課に活かしていただくようお渡することとなる。

(4) 第2期評価とこれからの課題について (資料4)

薄井：この資料は、第1期から第2期への例年積み上げてきたものをまとめている。構成として、1Pの「はじめに」で評価の位置づけ、内容、方法を説明し2Pから31Pまでが、年度ごとの評価を第2期の評価指標の6つの観点からまとめ、32Pの「その他」で総合的な観点を補足し、33Pに「第2期の総括として」を、サポートセンターの6つの機能ごとに整理した。最後の35Pに「これからのサポートセンター運営のために」で行政直営に向けた総括的な課題を提言として示している。赤字の箇所は、今回の評価が追記されたものである。内容については、事務局に説明していただく。

徳永：各年度の評価でいただいたコメントを項目別に内容を「成果」「第1期からの継続課題と新たな取り組み」「今後の取り組みの提案や希望」に分類しているため、この1冊で第1期からの蓄積が読み

取れる。第1期からの継続課題に対する取り組みには、2011年度以降の各年度の取り組みを掲載しており、年度ごとに課題に対応してきた経緯として見るができる。赤字部分は、今年度の評価部分であるが、それぞれのコメントがどの位置に掲載されているかをみていただくことで、第2期の総括にも役立てていただけたらと思う。協働管理運営については、「直営化決定の経緯で浮上した問題」として一括掲載を試みた。そのほか、34Pまではこれまでの運営協議会で何度か資料としてきたが、赤字追記箇所として、35Pの「これからのサポートセンター運営のために」は評価部会で掲載を決定したもので、本来赤字表記にすべきだった点としてご了解いただきたい。

薄井：これまでの総括をどういう形にするかを評価部会で検討したが、最も重視した点として、33Pの「センター主体の調査・研究活動と発信」「市民・市民活動団体とサポートセンターとの関係」の継続である。利用者が受け身ではなく主体的に運営に関わるという市民同士の協働をどう進めていくか。その発展のために、市民活動支援の6つの機能に照らして、今後の提言としている。また、「これからのサポートセンター運営のために」は提言をしてまとめた平さんに補足していただきたい。

平：前回の運営協議会で、この総括の最後に、こういう内容を盛り込みたいとして配付した資料内容を文章化したものである。特にできるだけ速やかに指定管理者と市による「さいたま市型協働管理運営」に戻すために必要なことを①から⑤で整理している。(④の「指定管理者と市との協働設置」の「協働」は「共同」に修正する。)①サポセンの管理基準等の変更・追加は市民活動の自由度を損なうことがないようにすること。②市民活動・協働に関係する条例・規則・要領・要綱・基準の新設・変更の際に必ず市民に意見を述べる機会を事前に設け意見を十分反映させること。③利用の自由度の保証、ルールを定める際には利用者意見の把握と運営協議会の議論を踏まえて、指定管理者と市民協働推進課の協議の上決定すること。④運営協議会の設置主体を指定管理者と市との協働設置に変更し、中立性の明確化、運営協議会が市に対して直接要望等ができるようにすること。⑤連絡調整会議と運営協議会の機能の位置づけ、を市への提言とし、明文化の必要を謳っている。

また、本日は、中野委員より提案書をいただいているので紹介したい。(中野委員作成の資料配付)

中野：今後の協働管理運営のあり方の一つのサンプルとして起案したものであるが、具体的過ぎるので余計なお世話かと思うが、参考にしていただきたい。市長会見で「運営協議会」と「利用者懇談会」が協働を担保するものとして継続されることを明言されているため、協働の主体である「市民」の役割を確認するとともに、特に向こう2年間に限って、指定管理者として「市民」と読み替えの聞かない団体が管理運営する可能性を考慮し、管理運要領に加筆しておく必要事項を具体的に示している。

ここで、評価部会の冷静かつ客観的な仕事に感謝したい。これからは「評価」という形でしか意思表示できない形ではなく、もっと枠をひろげて運営に参加する場所、あり方を変えていくことも考えていきたい。「利用者懇談会」と「評価」だけではない役割を担う方向性もあるのではないかと。サポートセンター運営も、運営協議会自体も、未熟なものとしてスタートして進んできたが、この事態となっても何が悪かったのか答がもらえていない。「協働管理運営」が悪かったのかどうか、をどう検証していくか、考え続ける必要がある。

徳永：提案書の取扱いの参考となる評価資料のスケジュールについてご説明する。年度ごとの評価とともに、第2期の成果とこれからの課題は、運営協議会として市民に公開する資料となる。中野委員の提言を含め、本日の資料に加筆する点などを協議いただき、公開確定の日程を年度内に定めて、公開資料の確定を進めることとなる。スケジュール的には、28日を締切りにさせていただきたい。

平：本日の資料は、本年度の評価を加筆した部分を赤字としているが、公表時は黒字となる。提言も含

め、運営協議会の委員にも異なる意見があることをふまえて公開することとしたい。いろんな意見をもったメンバーが運営協議会である。中野委員の意見と同様に、各委員から個人の意見を付録として掲載するか。

薄井：第2部として、委員個人意見を掲載してはどうか。

平：では、追加修正を含め、提言や意見として補足したい人は新たに書いていただく方向でよいか。

杉：この評価のまとめは、委員個人の意見のまとめでよいか、4年から8年の意見を踏まえた運営協議会としてのまとめと捉えるか。

平：特に、これまでの経過を踏まえて今後どうするかの視点から意見をいただき、第2部として構成する方向とする。加筆修正の提案のある委員は、なるべくデータで、28日21時30分までに事務局に送信をお願いしたい。

2 報告及び質疑事項

(1) 行政直営と運営協議会の設置について

新藤：3月15日と16日に、利用者対象の説明会を開催したので、その概要を説明する。

直営の経緯と4月以降の利用について、説明を行った。質問の多くは、直営化の経緯や管理基準、スタッフの雇用についてだった。すべての質問についてうかがう時間はなかったため、今後利用者懇談会を積極的に開催し、利用者の意見に応える場面をつくっていきたい。

次に、運営体制については、これまで市民活動団体が行っていた、施設利用申請等の許可・決定を市が行うこととなり、市職員が常時配置される。しかし、市の職員だけでは十分な業務体制ができないため、文書の受け取りや案内などの業務は、業務委託の形とする。また、イベント業務も業務委託により受託業者が開催する体制が確定している。

久保：施設利用についてについて説明会で配付した資料に基づき説明する(利用者説明会資料を配付)。施設の利用の変更点として、ラウンジ利用の予約をこれまでは登録団体に限定していたが、すべての市民活動団体に変更した。また、学生の勉強場所については、これまで同様に用意することとしている。

パソコンコーナーは、指定管理者の用意した機器からの入れ替えの必要があるため、何か月か利用停止となる。これは、インターネット利用等不特定多数の利用に対応するためICT政策課への資料提出が必要であるためとご理解いただきたい。また、変更点として記載している、利用登録を不要とする案については、登録に代わる確認内容等についてまだ検討中である。これは、説明会参加者の意見として、その都度の本人確認は使い勝手が悪いとの声があり、どのように対応するのがいいかを検討するものである。

印刷作業室の利用については、パソコンの用意に時間がかかるため、PCにつなぐ機器である、高速カラープリンターと大判プリンタについては一定期間利用停止となる。その他の機器の単体利用は可能である。帳合機と紙折機は利用可能、また、製本機は即時購入が決定しており、利用可能である。料金については一部変更としているが、これはコイン式機器を導入するため10円単位の設定にするものであり、他の公共施設の料金を確認して決定している。4月以降は行政直営となるため消費税徴収はなくなる。用紙の販売、製本カバーの販売サービスはなくなる。

新藤：管理運営要領について、方向性は既に伝えているとおりでありますが、直営体制に合わせて技術的な変更をしている。変更点として、さいたま市の他の例にならい、運営協議会の設置根拠となるため、「要領」ではなく「要綱」とする。先ほど、中野委員から運営協議会について提案をいただいたが、すでに3月中に定めることとなっており、基本的には今までと形を変えない設置の方向で決裁待ちの状況である。中身はなるべく変えないが、技術的、法的な部分での変更が必要になることをご理解いただきたい。さいたま市の場合、合議体は条例を根拠に設置されるため、合議体はつukれないことになる。合議体になれない運営協議会は統一した見解は示せない。

中野：合議体と協議体の違いは何か。

新藤：意見を交換するのが協議会で、それぞれの委員の意見として市の事務局が承る形となる。

平：これまでの運営協議会において、協議会の意向として決定し、実践は指定管理者と市が運営協議会との信頼関係に基づいて担ってきたので、内実はあまり変わらないと見てよいか。

新藤：これまでの運営協議会のように運営協議会の合議としての評価ができない、統一した評価ができない。意見を出し共有し、話し合う機関である。大きい変化として言えるのは、利用者懇談会と運営協議会の関係である。利用者懇談会の開催決定は市となる。

平：利用者懇談会の進行は市か、運営協議会か。

新藤：市が主催者として進行する。

中野：では、利用者懇談会や評価部会の部会がなくなるのか。

薄井：「合議体」「協議体」という法的な位置づけに詳しくないが、協議会として決定ができないという意味がよくわからない。民間の場合は総会等で協議し決定することができる。協働の理念においては、実質的な活動や実施主体を市民と位置付け、年間の活動の評価やサポートセンターへの提言を市民の意思を取入れる内実であるとみることはできないのか。

新藤：指定管理者が運営協議会を設置していた場合は、民間であったため決定ができたが、市の場合は、「協議体」は意思統一機関ではない。

小澤：地方自治法138条を根拠に説明したい。法律や条例の定めにより附属機関として、審査会、審議会、調査会、調停などの機関を置くことができることとなっている。審議＝合議であり、附属機関では審議してまとめることができる。附属機関として合議体になるには、法律か条例の定めが必要となる。意見交換をする協議体は要綱や内部規定で設けられる。役所では、そうした合議体でない機関を「協議会等」として表現しているが、協議会はその一つの意見にまとめることができない。

薄井：今回を含めこれまでも、評価は個々人の意見のとりまとめのかたちであるが、それは可能か。協議体の中でも委員が評価部会を設置できないわけではないのではないのか。意見をまとめる作業をするのはどういう形であれ、協議体であっても必要ではないか。

平：運営協議会を円滑に行うために部会を設け、評価の方法等を決定してきたが、それも決められない

のか。部会で案を検討し、それを運営協議会で協議した方が効率的だと思う。

薄井：開催の決定は市でも、内容は運営協議会で方向を示すことは可能ではないか。例えば、利用者懇談会をどういう懇談会にするか、どうすれば意見がでるか、などを運営協議会や部会で協議してきたが、その方向は変わらないか。

新藤：利用者懇談会の開催方法などについては、市は市民の意見をうかがう意向である。

薄井：市民との関係のつくり方として、直営になったから聞く、ではなく、運営協議会という場の意見も聞く施行者、執行機関として振る舞う必要があると考える。余り、決められないとか、変わったというと、関係が築きにくくなるのではないか。

小澤：その方向性は基本的に間違いない。「附属機関」と「協議会」の境はグレーの面がある。ただ、考え方として今までどおりにはいかないことを理解いただきたい。

薄井：手続き上の正式な面と実質的な面の運用面を仕分けることも必要かもしれない。また、変更点としての印刷機について、一定期間利用停止というだけではなく、代替機器を利用できる機関の紹介は必要だと考える。指定管理者の変更や引継もあり得たことで、想定しておくべきこととして移行のシステムがよろしくない。市に限らずどこがやってもうまくいくようにお願いしたい。

新藤：どこで利用できるか調べ、探している。指定管理者が変わることに備えても印刷機器を市が用意しておくなどの対応を考えることとしたい。今後、直営から指定管理への移行においても、運用を考え、機器はそもそも設置しておくなどの対応も検討している。

杉：予約可能な団体が「すべての市民活動団体」とあるのは、どういう意味か。

新藤：利用対象者に一定の制限を課す場合は条例で定めていないと難しい。条例上の規定にない制限をしているのはよくない状態であったための変更である。

中野：質問は別の意味である。

杉：「すべての市民活動団体」の定義はなにか。

新藤：「すべての市民活動団体」といっても定款なり会則をみさせてもらったうえでの市民活動団体である。

杉：それでは、利用規約を示すべきであり、言葉がおかしい。登録団体として定めている市民活動団体の要件なのか。

新藤：さいたま市市民活動及び協働の推進条例に定める団体である。

杉：PC コーナーの利用方法については、運営協議会や利用者懇談会でも積み上げてきた議論があつて一定のルールを運用してきた。ICT 推進課は現場の利用はわかっていないため、利用する人からみるとおかしなことにならないように注意が必要である。

野代：1週間前からの予約のシステムは変わらないのか。

新藤：これまでどおりとする。

鈴木：本日の配付資料「市民活動サポートセンターに関する報告資料」に、団体の政治活動についての調査を弁護士相談で行ったことが示されているが、これはどういう弁護士か、市が指定した弁護士か、指定管理者が指定した弁護士か。

新藤：市が依頼している弁護士である。

轟：受付を業務委託で行うと説明されたが、これまでの指定管理者の充実した研修や市民活動支援の蓄積を踏まえると、ポンと受託業者にやらせて苦情がでた場合のことをどう考えているのか。イベントも業務委託であるが、これまで市民団体が作り上げたものを外部がいきなり入ってできると考えているのか。

織田：窓口業務の委託の仕様書においては、市民活動支援施設であることに留意し、業務を的確に履行できる知識を有する者の配置に努めることとし、また、十分な研修をしていただくことにしている。イベントは実行委員会方式を考えており、今までのやり方を踏襲したい。イベントについては、4月1日以降の委託となるため、業者は未定である。

中野：事業計画は誰が立てるのか。これまで指定管理者が築いてきた市民活動支援の継続性や6つの機能を満たす企画やスケジュールの積み重ねを4月からどうやるのか。団体の準備や学びたいことに責任もってどのように応えるのか。

織田：市民活動サポートセンターの直営にあたり、まずはルーティン業務をこなせる状態にしなければならず、今は運営体制の確立に全力を傾けており、イベントなどの事業計画の策定・公表は安定してからと考えている。

中野：市民活動団体は、大きなNPO法人に限らず小さな団体であっても、現在、次年度の事業計画や予算の策定を急いでいる。どの事業に参画するかなどの予定ニーズに対応するには、サポートセンターの次年度事業計画を把握し、各団体が現段階でも計画を策定できる体制が必要ではないか。

萩原：直営化にあたり発生する業務委託について、コストアップとなる分割発注としたのはなぜか。包括一括発注が可能だったのではないか。

新藤：入札をする際の業種に対応するためと考えられる。

萩原：そのような旧来型の 방식을改めることを、さいたま市は行政改革として推進しているはずではなかったか。

平：質疑は尽きないと思うが、時間がオーバーしているため、その他の質問・意見は市民協働推進課の職員に個別に聞くようお願いする。以上をもって運営協議会を終了する。

長い期間にわたり、委員の皆さん、サポセンのスタッフの皆さん、市民協働推進課の皆さんのご協力に感謝します。

以上